

ふくいの【教育旅行】の助成金

令和5年度の助成金です。  
令和6年度以降の予定は、各団体へお問合せください。

令和5年4月現在

市町名	助成金額	最大助成額	条件 (補助対象及び要件)	他の助成制度との 併用	担当課名	連絡先
1 福井県 観光連 盟	体験メニュー 相当額 (1,000円まで)	<学校> 1人1泊あたり 1,000円 <旅行会社> 学校の半額	<修学旅行における体験学習料助成> (1) 県内の宿泊施設に1泊以上 (2) 教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている体験を 実施 (3) 学校行事として行う「修学旅行」	他の公共的団体の 助成との併用×	観光ネット ワーク推進事 業部	0776-23-3677
2 福井県 観光連 盟	1人あたり 15,000円～ 25,000円	1回あたり 3人	<教育旅行視察助成> (1) 旅行会社および学校が、本県への新たな教育旅行のルート を検討・造成するために行う視察 (2) 県内の宿泊施設に1泊以上 (3) 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている 観光素材を1つ以上視察の旅程に含める (4) 福井県への往復の交通機関は原則公共交通機関 ※社用車での移動は対象外 (5) 視察に要する交通費および宿泊費の合計が1人あたり 20,000円を超える	○	観光ネット ワーク推進事 業部	0776-23-3677
3 福井県 観光連 盟	1人1泊あたり 10,000円	1人あたり 20,000円 1団体あたり 15人	<旅行会社研修助成> (1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上 (2) 県内の施設見学または体験を3つ以上実施（うち2つ以上は 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」掲載施設または体験） (3) 研修参加人数のうち3分の1以上は首都圏からの参加者	他の公共的団体の 助成との併用×	観光ネット ワーク推進事 業部	0776-23-3677
4 あわら 市	1人1泊あたり 1,000円	1団体あたり 30万円	(1) 高等学校の修学旅行の団体で県外の団体のみ対象 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	他の地方公共団体 の助成との併用×	観光振興課	0776-73-8029
5 福井市	1人1泊あたり 10,000円	1人あたり 10,000円 1校1学年につ き40万円	(1) 学校が行う教育旅行であること。 (2) 福井市を含む指定エリア（※）の観光地または施設を3箇 所以上、うち1箇所は福井市の観光地または施設を訪問す ること。 (3) 福井市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 ※ふくい嶺北連携中枢都市圏市町（福井市、大野市、勝山市、 鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越 前町、越前町）	他の補助金や助成 金を受けている旅 行でないこと。た だし、福井県およ び福井市を除くふ くい嶺北連携中枢 都市圏市町で定め る教育旅行促進を 目的とした補助制 度を除く。	おもてなし観 光推進課	0776-20-5346
6 大野市	バス1台あたり ～50,000円 (姉妹都市及び 友好交流都市は ～100,000円)	最大500,000 円/団体 (姉妹都市及 び友好交流都 市は～ 1,000,000 円)	次のすべてに該当するもの (1) 補助金の交付を受けようとする学校の所在地が大野市外で あるもの (2) 大野市内の宿泊施設にて、1泊以上宿泊するもの (3) 宿泊者数が延べ20人以上であるもの (4) 体験活動を行うもの (5) 大野市内に事業所、営業所又は案内所のいずれかを有する 事業者から貸切バスを借上げて使用するもの	○	観光交流課	0779-64-4817
7 越前市	タクシー利用 促進券の発行	市が指定した乗 降可能場所（観 光施設等）間を1 回500円で移動可 能なタクシー利 用促進券を販売	・当該企画の乗降可能場所は、市が指定した対象施設のみ。 ・当該企画が利用できるタクシー会社は、市が指定した市内事 業者のみ。 ・利用可能時間8:00～19:00	○	(一社)越前 市観光協会	0778-23-8900
8 南越前 町	バス1台あたり 10,000円～ 20,000円	バス1台あた り20,000円	(要件) 福井県外の地域を発着とし、要綱で指定する町内観光施設を2施 設以上利用すること。 (補助対象) ・バス1台あたりの旅行客が15名以上25名未満の場合は1台あた り10,000円、25名以上の場合は1台あたり20,000円 ・訪日外国人旅行客はバス1台あたり10名以上とし、条件（要綱 記載）を1つ満たすごとに、バス1台につき10,000円（最高 20,000円）	南越前町または南 越前町から補助を 受けている団体か らの助成との併用 ×	(一社)南越 前町観光連盟	0778-47-3414
9 高浜町	20,000円/団体	最大20,000 円/団体	高浜町内で宿泊する団体ツアー、合宿旅行等に対して交通費・ 施設利用料を助成 ※20人泊以上 ※高浜町合宿助成との併用は認めない。	他の公共的団体の 助成との併用×	若狭高浜観光 協会	0770-72-0338
10 高浜町 おおい 町	教育旅行の視察 に係る費用の助 成	最大100,000 円/団体 1回あたり3名	(1) 旅行会社および学校が、おおい町および高浜町を含む新た な教育旅行のルートを検討・造成するために行う視察 (2) 教育旅行誘致パンフレット「若狭おおい・高浜教育旅行体 験メニュー」又は両町の「教育旅行紹介サイト」に掲載さ れている観光素材等を一つ以上視察の旅程に含めること。 (3) 宿泊を伴う視察の場合は、おおい町または高浜町に宿泊す ること。	他の地方公共団体 の助成との併用×	おおい高浜教 育旅行推進 ネットワーク (若狭高浜観 光協会内)	0770-72-0338

ふくいの【合宿・ゼミ旅行】の助成金

令和5年度の助成金です。  
令和6年度以降の予定は、各市町へお問合せください。

令和5年4月現在

市町名	助成金額 <1人1泊当り>	最大助成額 <1団体当り>	条件 (補助対象及び要件)	他の助成制度との 併用	担当課	連絡先
1 あわら市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	他の地方公共団体の助成との併用×	観光振興課	0776-73-8029
2 坂井市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に10人以上が2連泊以上	坂井市または坂井市から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光交流課	0776-50-3152
3 福井市	1,080円	16.2万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	福井市または福井市から補助を受けている団体からの助成との併用×	おもてなし観光推進課	0776-20-5346
4 勝山市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上 (3) 4月8日から7月20日まで及び8月24日から翌年3月20日までの期間に行う合宿のうち、日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日の宿泊（祝前日を除く。）	他の地方公共団体の助成との併用×	商工文化課	0779-88-8117
5 大野市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、短期大学、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に2連泊以上かつ20人泊以上	大野市または大野市から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光交流課	0779-66-1111
6 鯖江市	① 1,500円 ② 1,000円 ③ 1,500円	① 20万円 ② 40万円 ③ 5万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) ①市内の宿泊施設に20人泊以上のフィールドワーク ②市内の宿泊施設に20人泊以上の部活合宿 ③市内の宿泊施設に2人以上のゼミ合宿	他の地方公共団体の助成との併用×	商工観光課	0778-53-2230
7 越前町	①県外団体 1,500円+200円 (交通費) ②県内団体 1,000円	30万円	(1) 町外の大学・高校・中学校・小学校・専門学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	越前町または越前町から補助を受けている団体からの助成との併用×	商工観光課	0778-34-8720
8 越前市	1,000円	50万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	○	観光誘客課	0778-22-7434
9 池田町	500円	-	(1) 町外に在住する小学生以上の児童、生徒、学生を含む (2) 10人泊以上かつ5人以上	池田町または池田町から補助を受けている団体からの助成との併用×	農村政策課	0778-44-8210
10 南越前町	① 500円 ② 1,000円	20万円	(1) 県内外の高校、短期大学、大学 (2) ①(県外の合宿団体) 町内の宿泊施設に10人泊以上20人泊未満 (県内の合宿団体) 町内の宿泊施設に20人泊以上 ②(県外の合宿団体) 町内の宿泊施設に20人泊以上	他の地方公共団体の助成との併用×	観光まちづくり課	0778-47-8002
11 敦賀市	① 1,000円 ② 1,500円	20万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) ①市内の宿泊施設に20人泊以上の部活動合宿 ②市内の宿泊施設に20人泊以上のゼミ型合宿 (3) 1泊あたりの宿泊経費が3,000円を超えること	敦賀市または敦賀市から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光交流課	0770-22-8128
12 美浜町	1,000円	①20万円 ②③10万円	(1) 町内の体育・文化施設を利用し、町内の宿泊施設に20人泊以上 (2) ①県外の高校、大学、専修学校 ②小学校、中学校 ③各校からの選抜選手による団体	他の地方公共団体の助成との併用×	観光誘客課	0770-32-6705
13 若狭町	1,000円	20万円	(1) 町外の高校、大学、専修学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	若狭町または若狭町から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光商工課	0770-45-9111
14 小浜市	1,000円	20万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上 (3) 期間中地域交流活動を行った人数×250円	小浜市または小浜市から補助を受けている団体からの助成との併用×	商工観光課	0770-64-6021
15 おおい町	1,500円	20万円	(1) 町外の高校、大学、専修学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	おおい町またはおおい町から補助を受けている団体からの助成との併用×	商工観光課	0770-77-4056
16 高浜町	1,000円	10万円	(1) 町外の高校、大学、専修学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	高浜町または高浜町から補助を受けている団体からの助成との併用×	若狭高浜観光協会	0770-72-0338